

## 令和2年 役員名簿（理事・監事・評議員）

役職名	氏名
理事長	熊倉 孝直
理事	大久保 勝由
理事	須貝 隆
理事	鈴木 次郎
理事	小野 和英
理事	熊倉 陽子
監事	中川 勇次
監事	山崎 之寛
評議員	荒井 賢也
評議員	石川 俊一
評議員	近田 正一
評議員	松本 友二三
評議員	小菅 善則
評議員	渡辺 宏行
評議員	鹿嶋 和子

## 社会福祉法人 奥山の庄 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 奥山の庄(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

胎内市内	4,000円
その他	5,000円まで

(2)監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

胎内市内	4,000円
その他	5,000円まで

(改廃)

第4条 本規程は、理事会で決定し、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。